

農業委員会の新制度移行の実績及び活動状況について

平成29年4月7日
農 林 水 産 省

1. 農業委員・農地利用最適化推進委員の選任状況

- 平成28年度においては、改選時期を迎えた全ての農業委員会（全農業委員会の約2割である288農業委員会）が新制度に移行。平成29年度においては、約7割の農業委員会が新制度に移行予定。

| | 旧制度 | 新制度 |
|--------------|---------------|---------------|
| 農業委員数 | 5,845人 | 3,758人 |
| 認定農業者 | 1,581人(27.0%) | 1,958人(52.1%) |
| 中立委員 | — | 290人(7.7%) |
| 女性 | 411人(7.0%) | 433人(11.5%) |
| 委員の年齢別構成(※2) | | |
| 70歳代以上 | 1,402人(23.7%) | 621人(16.5%) |
| 60歳代 | 3,479人(58.8%) | 2,219人(59.0%) |
| 50歳代 | 887人(15.0%) | 672人(17.9%) |
| 40歳代 | 132人(2.2%) | 179人(4.8%) |
| 30歳代以下 | 19人(0.3%) | 67人(1.8%) |
| 農地利用最適化推進委員 | — | 3,477人 |

※1 平成29年2月末時点で新制度に移行した271農業委員会について、全国農業委員会ネットワーク機構調べ

※2 旧制度の委員数は平成26年8月1日時点の人数のため、合計(5,845人)と異なる

2. 農業委員・農地利用最適化推進委員の選任における課題

- 新制度で必須業務とされた農地利用の最適化を推進するため、成果実績に応じて委員報酬を引き上げる仕組みを導入。これを受け、市町村では報酬条例を措置する必要があるが、委員報酬に成果実績を導入した例がないことなどから、措置が進まなかった。このため、条例のモデルを昨年12月に通知。
- 農業委員の選任にあたって、候補者の数と委員定数が同数であり、競争が十分にされていない可能性のある農業委員会が多く存在する、女性委員や50歳未満の者を1人も任命していない農業委員会があるなどの問題。
- 推進委員についても、候補者の数と委員定数が同数であったり、条例定数に満たない数しか選任されておらず、地域において推進委員に応募する者の掘り起こしが十分でないなどの問題。
- これらの問題を踏まえ、昨年7月に是正に向けた指導通知を発出。

委員報酬の引き上げに係る条例の措置状況

(平成28年12月末時点で新制度に移行した265市町村について、
全国農業委員会ネットワーク機構調べ)

| | 平成28年11月時点 | 平成29年1月時点 |
|------------|------------|-----------|
| 措置済み又は措置予定 | 47市町村 | 89市町村 |

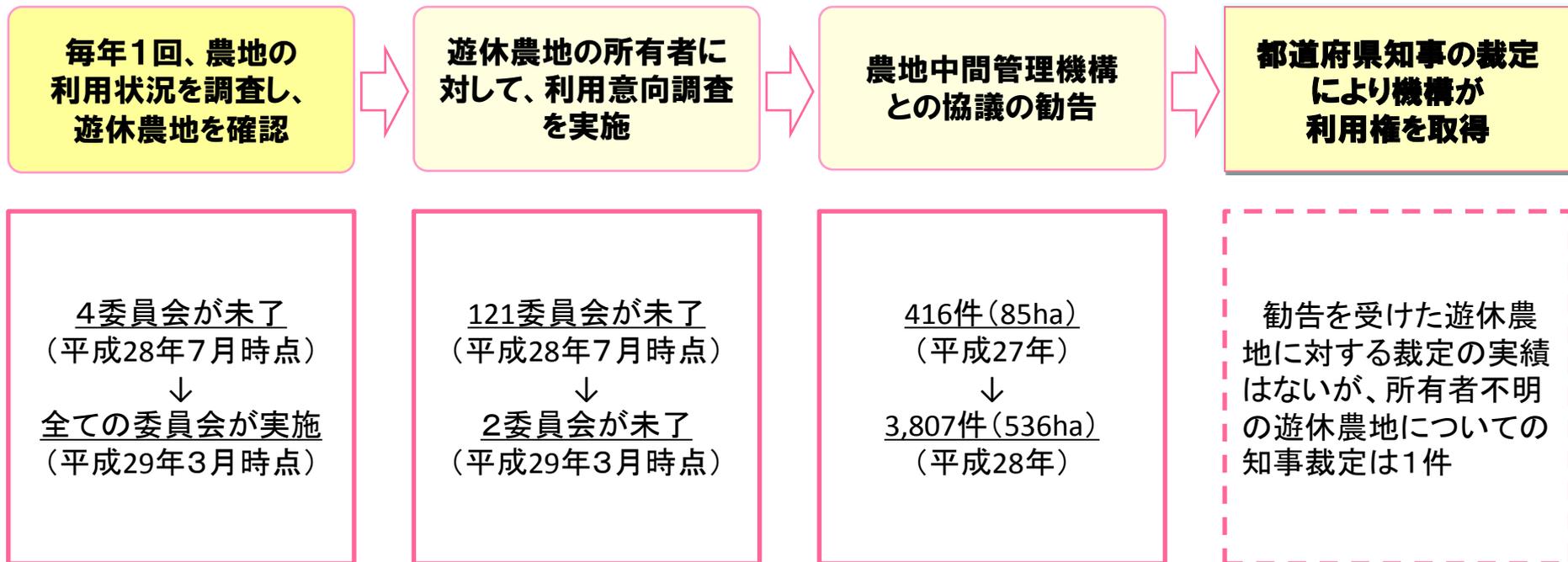
委員の選任にあたって改善が必要と考えられる農業委員会

(平成29年2月末時点で新制度に移行した271農業委員会について、
全国農業委員会ネットワーク機構調べ)

| <農業委員> | 農業委員会数(%) |
|---|------------|
| 候補者の数と委員定数が同数であり、選任にあたって十分に競争がなされていない可能性がある | 128(47.2%) |
| 女性委員を1人も任命していない | 53(19.5%) |
| 50歳未満の者を1人も任命していない | 123(45.3%) |
| <農地利用最適化推進委員> | |
| 候補者の数と委員定数が同数であり、選任にあたって十分に競争がなされていない可能性がある | 151(59.2%) |
| 公募・推薦者が委員定数に満たない | 27(9.9%) |

3. 遊休農地対策の実施状況

- 平成27年に実施すべき利用状況調査、利用意向調査が未完了である農業委員会については、農林水産省として度重なる指導を行った結果、平成29年3月末時点で2委員会のみとなっている。
- 措置が未完了の農業委員会については、ホームページでの公表に加え、引き続き指導を徹底。



※勧告を受けた後に、遊休農地の解消や、機構の借受基準に適合しないなどにより撤回されたものもあるため、平成29年1月1日現在で勧告が継続している農地は88haとなっている。

4. 農地利用最適化推進委員の活動状況

- 推進委員については、農地所有者の意向確認や話し合いなどの現場活動を通じて、担い手への農地集積の成果を上げている事例も一部では現れているが、大部分の農業委員会ではまだ成果が上がっていないことから、推進委員向けの活動マニュアルを作成し、現場活動を促進
- 推進委員を含めた農業委員会の活動状況や現場の課題については、モニター（農業委員372名、推進委員22名）を通じて、農林水産省としても直接状況を把握

栃木県栃木市

- 推進委員(78名)が、農地の利用意向調査について、遊休農地かどうかにかかわらず、担当地区の全ての農家に対して調査を実施し、担い手への新規集積を実現
(集積率:平成28年3月末:43%(4,297ha)→平成28年12月末:52%(5,247ha))

茨城県桜川市(上城地区)^{かみしろ}

- 推進委員の声かけで地域の話合いの場を設け、そこに農地の利用状況の色分け地図を示して機構事業の活用を促すことで、機構を通じた新規集積を実現
(集積率:平成28年10月:25%(10ha)→平成28年12月:47%(19ha))

農業委員会と農地中間管理機構との連携

- 農業委員会と農地中間管理機構との連携の状況について、約4割のモニターが農地中間管理機構との連携が不十分と回答。

約3割のモニター:「具体的な農地中間管理機構への利用権設定には結びついていない」と回答。

約1割のモニター:「農地中間管理機構との連携は取れていない」と回答。

5. 農業委員会の事務局機能の強化

- 農業委員会事務局機能の強化については、事務局職員の能力向上のための研修等の実施について国費で支援。
- また、全国農業委員会ネットワーク機構から市町村に対し、事務局の人員の増強などについて、研修会等で働きかけ。具体の体制については、4月末までに各農業委員会から報告を受け、5月中に取りまとめ予定。
- なお、都道府県農業委員会ネットワーク機構と農地中間管理機構で、役職員の兼務(32府県)、事務所のワンフロアー化(13府県)を実施。

機構集積支援事業 【平成29年度:29億円】

遊休農地の所有者の利用意向調査、農地情報公開システムの維持管理、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援

都道府県ネットワーク機構と農地中間管理機構の連携の状況

| | |
|-----------|---|
| ① 役職員の兼務 | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県 |
| ② ワンフロアー化 | 栃木県、神奈川県、静岡県、長野県、岐阜県、滋賀県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、沖縄県 |

6. 農業委員会の情報公開の状況

○ 農業委員会の事務の執行状況の公表については、平成28年4月より活動目標及び評価結果をすべての農業委員会において公表することとしており、その運営の透明性を確保している。

(別紙様式1)

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画

II 担い手への農地の利用集積・集約化

都道府県名：北海道
農業委員会名：札幌市農業委員会

1 現状及び課題

| 現 状 (平成28年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
|--------------------|--|-----------|--------|
| | 2,830 ha | 758 ha | 26.78% |
| 課 題 | 担い手の高齢化による規模縮小・廃業や相続等により農地の分散化等が進み、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。農地中間管理機構をはじめ、更なる関係機関との連携・協力体制を強化し、担い手の確保とともに農地の流動化を進める必要がある。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成28年度の目標及び活動計画

| 目 標 | 集積面積 | 798 ha (うち新規集積面積 40 ha) |
|-----|---|-------------------------|
| 課 題 | 関係機関と連携を図り、人・農地プランへ位置付けられる中心となる経営体などの担い手への農用地利用集積の促進に取り組む ・農地中間管理機構などと連携した農地流動化の促進 ・農業経営の法人化や新規就農・企業等の多様な農業参入促進 ・遊休農地対策と連携した取り組み | |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| 新規参入の状況 | 25年度新規参入者数 | 26年度新規参入者数 | 27年度新規参入者数 |
|---------|---|--------------------|--------------------|
| | 12 経営体 | 8 経営体 | 7 経営体 |
| 課 題 | 25年度新規参入者が取得した農地面積 | 26年度新規参入者が取得した農地面積 | 27年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 9.64 ha | 7.34 ha | 15.07 ha |
| 課 題 | ・農地の価格が高いことや希望する条件に合った農地が借りられないなど就農地の確保が課題となっている。 ・新規就農予定者の経営力向上が課題となっている。 | | |

※ 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)
 ※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成28年度の目標及び活動計画

| 目 標 | 6 経営体 | 参入目標面積 | 5 ha |
|------|------------------------------|--------|------|
| 活動計画 | 関係機関と連携した研修の補完及び就農地の相談を実施する。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記
 ※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| 現 状 (平成28年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
|--------------------|---|-----------|-------------|
| | 2,916 ha | 86 ha | 3.04% |
| 課 題 | 関係部局と連携し、より効率的な調査を検討、実施する。利用意向調査の実施に向けた基礎資料として、遊休農地等の状況を詳しく確認し、写真や地図等に記録する。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成28年度の目標及び活動計画

| 目 標 | 遊休農地の解消面積 14ha | | |
|------|----------------|---|---------------------|
| 活動計画 | 調査員数(実数) | 26人 | 調査実施時期 6月～9月 |
| | 調査実施時期 | 6月～9月 | 調査結果取りまとめ時期 10月～11月 |
| | 調査方法 | 関係部局と連携し、より効率的な調査を検討、実施する。利用意向調査の実施に向けた基礎資料として、遊休農地等の状況を詳しく確認し、写真や地図等に記録する。 | |
| | 農地の利用意向調査 | 実施時期 11月 | 調査結果取りまとめ時期 1月 |
| その他 | | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

札幌市農業委員会
における情報公開の例

7. 農林水産省としての評価と課題

- 認定農業者の過半要件や中立委員の選任などの要件は達成されているが、農業委員や推進委員の選任にあたっての適正な競争の確保や、農業委員への女性・50歳未満の者の一層の登用といった点で、改善が必要。
- 成果実績に応じた委員報酬の引上げのための報酬条例については、措置をしている市町村が増えてはいるものの、まだ不十分であり、改善が必要。
- 推進委員が積極的にマッチングをして担い手への農地集積を実現するなど、成果があがっている地区もあるものの、農地集積の成果が十分上がっていない地域もあり、更に改善が必要。
- 農業委員会と農地中間管理機構が連携して機構を通じた農地集積を実現した地区もあるものの、農業委員会と農地中間管理機構が連携できていない地域もあり、更に改善が必要。
- 遊休農地の利用意向調査や、農地中間管理機構との協議の勧告については、更に強化していく必要。